防諜に関する施策の推進に関する法律案要綱

第1 総則

1 目的

この法律は、国際情勢の複雑化、情報通信技術等の活用の進展等に伴い、防護に係る機能の強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、防諜に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項及び集中的に講ずべき施策について定めることにより、防諜に関する施策を総合的に推進し、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(第一条関係)

2 定義

この法律において「防諜」とは、(1)・(2)の活動(3(3)・第3の2において「諜報等」という。)であって外国により行われるものによる悪影響を防止することをいう。

- (1) 公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の不当な活動であって、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの
- (2) 虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす活動であって、直接又は間接に、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるもの

(第二条関係)

3 基本理念

- (1) 防諜に関する施策は、国際情勢の変化及び情報通信技術等の活用の進展に的確に対応することを旨として行われなければならない。
- (2) 防諜に関する施策の策定及び実施に当たっては、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- (3) 何人も、諜報等を行い、又はこれを助けてはならない。

(第三条、第四条関係)

4 国の責務

- (1) 国は、3の基本理念にのっとり、自らの事務及び事業に関し防諜のための措置を講ずるとともに、防諜に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 国の関係行政機関は、防諜に関する施策の実施に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(第五条関係)

5 地方公共団体の責務

地方公共団体は、3の基本理念にのっとり、自らの事務及び事業に関し防諜のための措置を講ずるとともに、国が実施する防諜に関する施策に協力しなければならない。 (第六条関係)

6 事業者の努力

事業者は、3の基本理念にのっとり、その事業に関し管理する情報についての防諜の重要性を自覚するとともに、国が実施する防諜に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(第七条関係)

7 国際的な連携の強化

政府は、防諜に係る機能の強化を図るため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他国際的な連携の強化に努めるものとする。

(第八条関係)

8 法制上の措置等

政府は、防諜に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(第九条関係)

9 防諜基本方針

- (1) 政府は、防諜に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下「防諜基本方針」という。)を定めなければならない。
- (2) 防諜基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 防諜の意義に関する事項
 - ② 防諜に関する施策に関する基本的な方針
 - ③ 防諜に関する施策の策定及び実施に関し配慮すべき事項
 - ④ 防諜に関する国民の理解と関心の増進に関する事項
 - ⑤ ①~④のほか、防諜に関する施策に関する重要事項
- (3) 内閣総理大臣は、防諜基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- (4) 内閣総理大臣は、(3)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、防諜基本方 針を公表しなければならない。ただし、防諜に関する施策の効果的な実施に支障を 生ずるおそれがあると認めるときは、その一部を公表しないことができる。
- (5) 政府は、国際情勢の変化、情報通信技術等の活用の進展その他の防諜に関する状況の変化を勘案し、おおむね三年ごとに防諜基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

(6) (3)・(4)は、防諜基本方針の変更について準用する。

(第十条関係)

10 年次報告

政府は、毎年、国会に、政府が講じた防諜に関する施策について報告しなければならない。

(第十一条関係)

第2 基本的施策

1 国民の理解と関心の増進

国は、防諜に関する国民の理解と関心を深めるよう、防諜に関する教育及び啓発の 推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(第十二条関係)

2 研究開発の推進等

国は、防諜に資する情報通信技術その他の技術の研究開発及び当該技術の実証の推進を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(第十三条関係)

3 人材の育成及び確保

国は、防諜に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(第十四条関係)

4 諸外国の実態の調査等

国は、防諜に係る機能の強化に資するよう、諸外国における防諜に係る制度及び体制並びにそれらの運用等について、実態の調査並びに情報の収集、整理及び分析を行うものとする。

(第十五条関係)

第3 集中的に講ずべき施策

1 外国から指示等を受けた者が行う活動の透明性を確保するための制度の創設 外国から指示、請託等を受けた者が行う、我が国における公職の選挙、国民投票そ の他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に影響を及ぼすおそれのある活動 の透明性を確保するため、その者がその活動を行う場合に国に当該活動の内容その他 必要な事項の届出をさせ、及びその者が行った当該活動の内容を定期的に報告させる とともに、当該届出をしないで当該活動に従事した者及び当該報告をしなかった者を 処罰することとする制度を創設するものとし、政府は、この法律の施行後二年以内に、 そのために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 2 外国からの指示等による公職の選挙等に不当な影響を及ぼす行為等に関する罰則 の整備に関する検討

政府は、この法律の施行後二年以内を目途として、外国から指示、請託等を受けた者が虚偽の情報の発信その他の不当な方法により我が国における公職の選挙、国民投票その他の投票又は国若しくは地方公共団体の政策決定に不当な影響を及ぼす行為であって、我が国及び国民の安全を害し、又は害するおそれのあるものその他外国から指示、請託等を受けた者が行う諜報等による悪影響を防止するために必要な罰則(実行の着手前の行為を処罰するための罰則を含む。)の整備について検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(第十七条関係)

- 3 内閣情報調査局の設置に関する基本方針
 - (1) 別に法律で定めるところにより、(2)の事務を行わせるため、内閣官房に、内閣情報調査局を置くものとする。
 - (2) 内閣情報調査局は、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。
 - ① 内閣法第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密の保 護に関するもの
 - ② 内閣法第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち防諜に関するもの
 - ③ 内閣の重要政策に関する情報のうち防諜に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関する事務
 - ④ 内閣法第十二条第二項第六号に掲げる事務
 - (3) 内閣情報調査局に、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を 掌理する職として、内閣情報調査局長を置くものとする。
 - (4) 内閣情報調査局は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、(1)~(3)に定めるところにより、内閣情報調査局を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

(第十八条関係)

4 防諜に関する施策の策定及び実施の適正の確保

政府は、政府による防諜に関する施策が第1の3(1)・(2)の基本理念にのっとって 策定され、及び実施されているかどうか等を独立した公正な立場において検証し、及 び監察することのできる新たな機関の設置その他の防諜に関する施策の策定及び実施 の適正を確保するために必要な方策について検討を行い、その結果に基づいて可能な 限り早い時期に必要な措置を講ずるものとする。

第4 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

(附則第一項関係)

2 国外の情報の収集等において中心的な役割を果たす新たな行政組織の設置に関する 検討

政府は、この法律の施行後速やかに、外交、安全保障(経済施策によるものを含む。)、危機管理等に関連する国外の情報の収集及び分析を実施する上で中心的な役割を果たす新たな行政組織を設置することについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)